

いじめ防止基本方針

令和7年

戸田市立美笹中学校

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1-6
第1 いじめの未然防止のための取組	・・・・・・・・・・	7-8
第2 いじめの早期発見への取組	・・・・・・・・・・	9-10
第3 いじめへの早期対応	・・・・・・・・・・	11-13
第4 いじめの解消	・・・・・・・・・・	14
第5 いじめ問題にむけての具体的対応	・・・・・・	15-19
第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」 の対応	・・・・・・・・・・	20-30
第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策	・・・・・・・・・・	29-30
第8 いじめ防止に係る年間行事予定	・・・・・・・・・・	31
第9 いじめ防止啓発資料等	・・・・・・・・・・	32-35

はじめに

戸田市立美笹中学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめはどの学校でも起きている」との認識のもと、いじめの早期発見・早期対応に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、この基本方針を策定する。また、同法第22条に基づき、学校対策委員会を置く。次の構成員をもって組織し、「学校全体でのいじめ防止対策の推進」としての役割を担う。

戸田市立美笹中学校学校対策委員会

- ・ 校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭
 - ・ スクールカウンセラー（またはさわやか相談員）
- ※校内の生徒指導委員会を母体とし、速やかに事案に対処する場合には、少人数で開催するなど、校長の判断で組織する。

学校いじめ防止基本方針

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

- 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の内容を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認する。
- いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。
- 策定・見直しの過程に生徒等が関わることができる仕組みを整える。
- 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に生徒、保護者等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。 【いじめ防止対策推進法】

法に基づき、学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、本校で、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

【役割①】 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

【役割②】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員（中学校）、スクールカウンセラー等、校内の生徒指導委員会を母体として構成する。各学校の実情に応じて構成員は校長が決定する。個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

学校対策委員会が学校内でいじめに係る実効的な組織として機能することが重要であり、生徒指導委員会等との役割分担を学校基本方針等で明確にするとともに、定例の生徒指導委員会等と棲み分けを行いつつ、生徒指導委員会前後や合同で会議

を開催するなど位置付けを明確にしつつ取り組む。

ただし、上記のとおり学校対策委員会には様々な役割があり、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任、部活動顧問等の少数の教職員で開催することも可能とする。

また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。

あわせて、生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知をしていく。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体とした上で、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた“拡大学校対策委員会”を組織し、重大事態の調査を行う。

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。

【重大事態調査を行う調査組織】

拡大学校対策委員会

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員（中学校）、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

いじめの定義

(1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあ

ることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要である。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助公助の取組を積極的に支援するとともに保護者や学校応援団、その他関係機関にも協力を依頼し、生徒が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場にしながら、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度など、生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての生徒が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(1) 「わかる授業」「達成感を感じる授業」の推進

「授業がわからない」「達成感を感じない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じ得させる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 生徒理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切に作る。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、生徒同士の絆づくりと心の居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

- ①PBSの視点を取り入れた生徒への関りや支援を充実させる。
- ②いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度を育成する。

- ⑤性の多様性についての教職員の正しい理解。
- ⑥インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実・徹底
- ⑦学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) 啓発活動

1 1月のいじめ撲滅強調月間を活用して、生徒による自発的な取組を行い、いじめ撲滅の意識の高揚を図る。

(4) 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。保護者や学校応援団、民生委員や委員の取組を活用して、学校内外で生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることも必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

また、被害生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

◎規律の維持徹底

◎学力向上

◎自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な生徒理解に努め、些細な変化にも気付く力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談・SNS相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して生徒を見守っていくことが必要である。

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導委員会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの早期発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安全・安心な学校生活を送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・各学年生徒指導担当・養護教諭）

生徒指導委員会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、教育総合データベースを活用し、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

㊟最悪の事態を想定し、㊦慎重に、㊧素早く、㊨誠意をもって、㊩組織で対応

(3) 教育相談部会（校長・教頭・各学年教育相談担当・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。学期ごとに「心のアンケート」を実施することや、電話相談・SNS相談窓口の周知等により、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任に話せない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、生徒理解に徹し、わかる授業、達成感を感じる授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

- ①生徒のささいな変化に気付く。
- ②気付いた情報は確実に共有する。（部会等を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会等の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

※いじめの認知に関して

- ①いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばし発生する。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中には、いじめに該当するものが含まれることもある。
- ②初期段階のいじめは、生徒たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導していく。

第3 いじめの早期対応

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、いじめられている生徒を守り通すとともに、いじめている生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、客観的に事実関係を確認したうえで、毅然とした態度で指導する。

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して、客観的に事実関係を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の彩の国生徒指導ハンドブック「Its2019」を通じて、理解を深めておき、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備をしていく。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されない」「犯罪行為とも解釈される」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。
- ⑧家庭と連携し、同じ過ちを繰り返さないよう見届ける。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しない。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くとともに日ごろから温かい言葉がけをし、以下のように信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③スクールカウンセラー等とも連携をしながら、本人の不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションを図り、生徒との信頼関係をつくる。
- ⑦家庭とどのように連携・情報提供していくのかを確認しながら丁寧なやりとりを進める。

(3) 周囲ではやし立てている生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周囲ではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの生徒を変容させることがいじめの根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②いじめられている生徒の気持ちになって考えさせ、いじめている生徒と同様の立場であることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心へと育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気付かせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を学級全体につくり、学級内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①学級内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することがいじめの根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日ごろから道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等での学級の連帯感を育てるとともに、学級活動を通して認め合い、支え合い、高め合う人間関係づくりに努める。

(6) 出席停止・就学校の指定の変更・区域外就学に関して

学校教育法第35条第1項の規定に基づき、必要に応じて教育委員会にいじめている生徒の出席停止に関する意見具申を行う等、いじめられた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

さらに、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

第4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

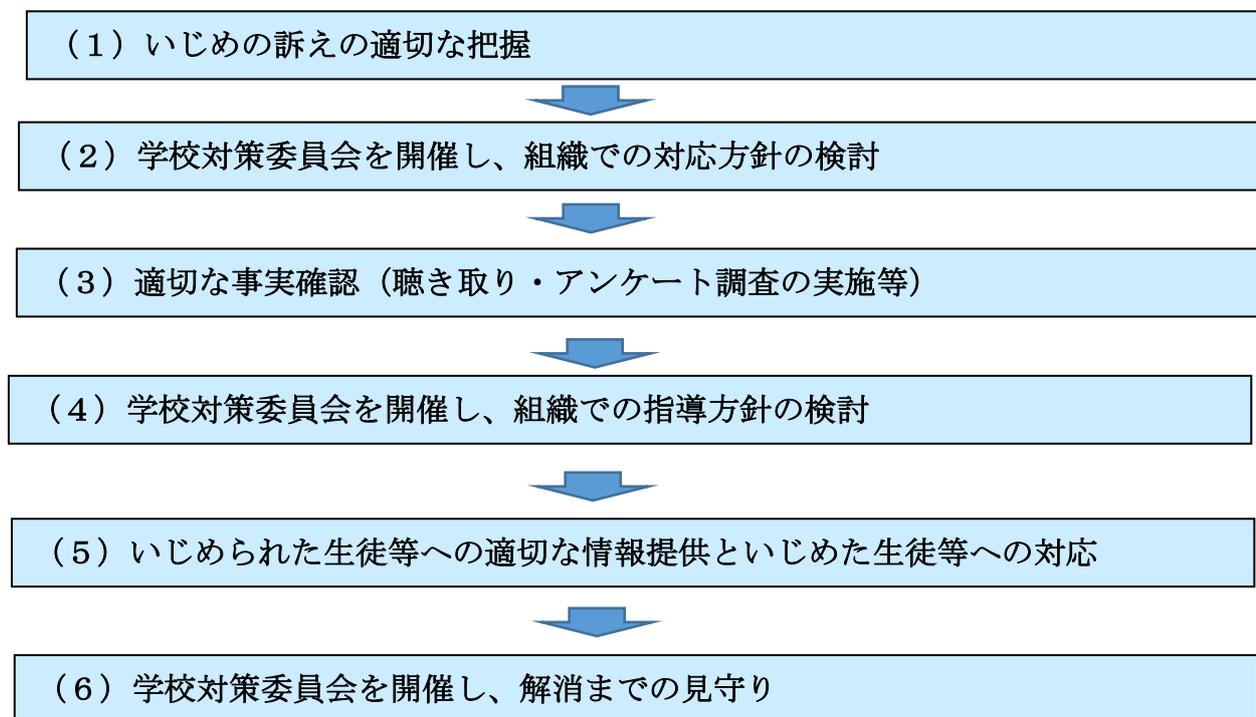
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

第5 いじめ問題に向けての具体的対応

いじめが発生した際の対応は、個々のケースで異なる場合があるが、概ね以下の通りとなる。



なお、以下のような例では、初期段階で警察との連携の必要性を判断することも大切である。【（ ）内は、該当し得る犯罪】

- ・暴力等により、怪我を負わせられるなどの被害があるとき（暴行、傷害等）
- ・性的被害があるとき
（強制わいせつ、児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）等）
- ・恐喝等により、金品に被害があるとき（恐喝、窃盗、器物損壊等）
- ・度を過ぎた誹謗中傷などにより、心理的な被害があるとき（名誉毀損、侮辱等）
- ・インターネット上で悪質な嫌がらせ等の被害があるとき（強要、脅迫等）

(1) いじめの訴えの適切な把握

いじめの訴えがあったら、まずその内容を迅速かつ正確に把握することが必要である。いじめられている生徒と保護者の訴えを丁寧に聴き取りながら、「いつ」「どこで」「だれに」「どんなことをされた」など、5W1Hに沿って聴き取りをする。

その際、聴き取り用紙を活用することで、組織として聴き取り事項が共有できるようにする。本人だけでなく、保護者にも確認することが大切である。

ア いじめられている生徒への対応

まずはいじめられている生徒のいじめの訴えを適切に把握する。いじめられている生徒に寄り添い支える態度で接し、秘密を守ること、いじめられている生徒の安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、いじめられている生徒の不安を和らげる。

そのために、まずは、自分に関わる多くの生徒に対して、日頃から細かい気配りや声掛けを行い、信頼関係を築いておくことが重要である。

イ いじめられている生徒の保護者への対応

初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化、深刻化してしまう。保護者が生徒の一番の理解者であるということを念頭に置き、丁寧に情報提供をする。また、家庭での様子など、保護者からの情報提供をお願いする。

学校は、いじめを許容しない毅然とした姿勢を見せることで、生徒と保護者の信頼関係を構築する。

(2) 学校対策委員会を開催し、組織での対応方針の検討

いじめられている生徒の相談の窓口になることが多い担任や顧問が、個人で解決しようとする、対応が遅くなったり、事態が深刻化したりしてしまう。組織で情報を共有し、対応方針を検討する。

まず、いじめの訴えを組織で適切に把握した上で、訴えのあった具体的ないじめ行為を整理し、その行為の有無をどのように確認していくかを検討する。

学校対策委員会には様々な役割があり、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任、部活動顧問等の少数の教職員で開催することも可能とする。

- ・ 事案の内容を共有（いじめられている生徒の訴えの内容、いじめられている生徒の現在の様子や要望）
- ・ いじめられている生徒への支援方針及びいじめた生徒、関係生徒への聴き取り等の検討
- ・ SCやSSWの連携、警察等外部連携の可否を判断
- ・ いじめられている生徒の保護者への連絡、共有内容の確認

(3) 適切な事実確認（聴き取り・アンケート調査の実施等）

いじめの訴えがあったら、組織として迅速に事実確認を行うが、ポイントを押さえないと効果が出ず、逆効果になることもあるので注意する。

事案にもよるが、事実確認の方法として、以下のものが考えられる。

- ・いじめに関する状況や資料の確認
- ・アンケート調査
- ・聴き取り調査

ア いじめに関する状況や資料の確認

例えば、殴られたのであれば怪我の状況等、悪口等を書かれたのであればその物等を確認し、写真やコピーなど記録を残すことが大切である。特にネットいじめ等、情報を消去される前に内容を写真やスクリーンショットとして保存しておくことが必要である。しかし、性的な被害があるときは、すぐに警察へ相談すること。学校側の端末に写真等が残ると児童ポルノ所持となり、学校側が犯罪者となり得るので注意する。

イ アンケート調査

事実確認のためのアンケートを実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討することが大切である。また事案によっては、実施方法をいじめられている生徒と保護者に確認し、了承を得てから行うという手続きが必要な場合もあることに留意する。

ウ 聴き取り調査

聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項をあらかじめ共有する。複数名で役割（進行役、記録役等）を分担して行う。

また、例えば部活動内でのいじめをその部活動の顧問が聴き取った結果、被害生徒等が不信感を抱く可能性もあるので、聴き取りの人選にも配慮が必要である。

複数名に聴き取りを行う場合は、個別に別室で同時に行い、組織で情報共有、情報のすり合わせを行い、確認内容が一致するまで繰り返す。さらに、これらの一連の流れを時系列で対応記録として残す。

(4) 学校対策委員会を開催し、組織での指導方針の検討

聴き取った情報は組織で共有し、それを基に指導方針を検討する。

- ・いじめた生徒、関係生徒への聴き取り等の結果の共有
 - ・いじめの認知、重大事態の該当性を判断
→いじめの認知があった場合は、いじめの認知アプリに入力する。
- また、以下のポイントを中心に検討することが重要である。

ア いじめた生徒、関係生徒に対して

- ・指導の必要性、指導の方針・内容の検討、決定
- ・保護者への連絡と協力要請、共有内容の確認

イ いじめられている生徒に対して

- ・事実確認の内容についての情報提供の検討
- ・指導方針の説明方法
- ・いじめられている生徒に対する支援方法の検討
- ・保護者への連絡、共有内容の確認
- ・再発防止等の検討

(5) いじめられた生徒等への適切な情報提供といじめた生徒等への対応

事実確認の結果や、学校としての対応方針について、いじめられた生徒及びその保護者に適切な情報提供を行う。いじめられた生徒や保護者の思いを傾聴することも大切である。

いじめた生徒に対しては、まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであるということを理解させることが必要である。いじめた生徒については、その非のみを責めるだけでなく、行為の背景に目を向け、当該生徒の課題や困難を踏まえて再発防止に向けた継続的な指導・支援をしていくという姿勢も重要である。

また、いじめた生徒の保護者に対しても適切な情報提供が必要である。保護者の立場を考え、事案に応じ、時には寄り添い、時には毅然とした態度で接することが大切である。保護者が生徒の一番の理解者であるということを念頭に置き、保護者に対して丁寧に理解を求め、学校と保護者が共通理解のもと生徒への指導を行えるよう働きかけること。

(6) 学校対策委員会を開催し、解消までの見守り

いじめは、謝罪したから解消されたと安易には言えない。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2点が満たされていることが必要である。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

※「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする

②いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

これらを満たした状態になっても、再発の可能性を踏まえ、いじめられた生徒の心のケアと見守りを行う。

第6 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態とは

（1）重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

（2）平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。特に、本校において、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方

針、自校の基本方針について確認し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておく。

(3) 重大事態に対する学校の基本的姿勢

学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象生徒・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象生徒・関係生徒の学校生活が続いていることから、対象生徒の見守りや心のケア、関係生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して生徒に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等は行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間連続して

欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が 30 日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第 28 条第 1 項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、市教育委員会又は学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行う。市教育委員会に以下の事由を報告する。

- ・ 学校名
- ・ 対象生徒の氏名、学年
- ・ 報告時点における対象生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）

※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、学校及び市教育委員会において、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となつて行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

学校主体となる場合も法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会は、必要な指導助言及び適切な支援を行う。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・生徒の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従前の経緯や事案の特性、対象生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市教育委員会が判断する場合は、市教育委員会主体として調査をする。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対生徒・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。

その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

<国のガイドライン 第 6 章第 2 節 (1) 基本的な考え方 該当箇所抜粋>

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑

であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間
で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかに
していくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な
視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と
関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合な
どには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなど
により、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を
図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則とし
て調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成
等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項と
する。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態
に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象生徒・保護者及び関係生徒・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

関係生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係生徒や保護者等の協力が重要である。

基本的には、（４）対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象生徒・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

（１）基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第８章を参照しつつ、事案の特性や対象生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

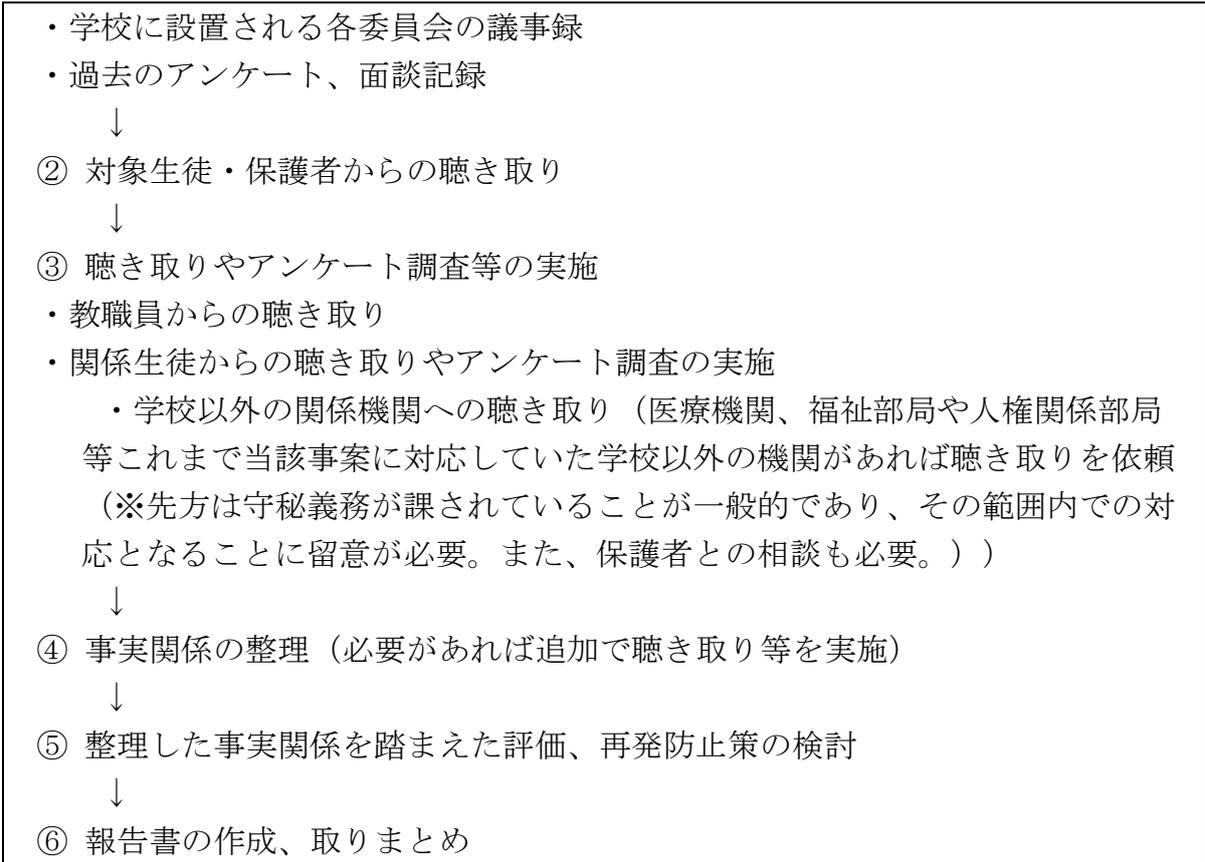
なお、対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第８章 第２節（１）調査全体の流れ（該当箇所抜粋）>

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画



(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

生徒に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節(3)～(6)に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象生徒・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象生徒への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

市教育委員会又は学校は、対象生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った生徒に対しては、当該生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第7 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

時代の趨勢に伴いICT化が急速に進展し、中学生のスマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している生徒は80%を超えている。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 中学生が利用する機能・サイトの例

<SNS>

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的としたサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、Facebook、twitterなどが有名。近年ではTikTokの使用が増えてきている。

<オンラインゲーム>

インターネット上で、他のプレイヤーとコミュニケーションを取りながらゲームを楽しむというもの。近年はスマートフォンの高性能化と普及が進み、スマートフォンでの利用も可能になった。中には課金が必要なものもあり、金銭トラブルや生活リズムの乱れなどの問題が多々起きている。

<動画配信サイト>

YouTubeなどが有名。自分で撮影や編集した動画をインターネット上に配信することや視聴が可能になっている。悪質な動画もあり、使用方法によっては危険性がある。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図り、いじめの防止策を講じる。

①生徒に対して

- (ア)情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
- (イ)ネット問題について、デジタル・シティズンシップ教育や、防犯教室(警察関係)、ネット講演会(関連会社)を開催し、被害の具体を知り、関わらないための情報モラル教育を推進する。
- (ウ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに、相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。
- (エ)学年ごとに情報モラルについての授業を行い、話合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

- (ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
- (イ)地区地域の会等で、情報モラルについて啓発を図る。
- (ウ)様々なネットトラブルや被害を学級懇談会や保護者の会合等で発信する。

(3) 教職員の研修

弁護士による研修会を開催し、教育的思考だけでなく、法的思考をもち生徒及び保護者への対応が進められるようにする。

(4) SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼する。

(5) 生徒主体のいじめ防止に向けた取組

生徒会を中心にスマートフォンの利用のルールを作成し、全校生徒に周知、啓発することで、ネットいじめの防止に繋げる。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容 及び 対象学年 等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動(教職員・保護者・学校応援団・生徒) ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) ・SC 面談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に係る校内研修 ・第1回心のアンケート(全学年) ・授業改善に関わる研究授業の実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区生徒指導担当連絡協議会 ・学校公開日における小・中学校児童生徒の交流(授業・部活動参観) ・生徒総会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の1学期評価・改善検討 ・学校生活アンケート(全学年) ・三者面談 ・DC 教育
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・運動会に向けた取組(学級の枠を越えた協調性) ・除草ボランティア(保護者・生徒)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回心のアンケート(全学年)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間の取組(教育週間) ・生徒会によるいじめ撲滅取組
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討 ・DC 教育
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動(教職員・保護者・学校応援団・生徒) ・第3回心のアンケート(全学年)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 ・学校応援団と連携した緑化活動 ・DC 教育

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。

そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた

伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たずけてねって行ってね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことがあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしなくていいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことから起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたらいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

とだしこ こ ぎかい はな あ とだしこ けんしょう へいせい ねん がついつちち せいいてい
戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、
なかよ たす ちか
仲良く、助けあうことを誓いました。

けんしょう い み みな ひとりひとり かんが う つつ やさ おもいやりで とだしこ がっこう
この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校
からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

みず みどり めぐ とだしこ あす にな
水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
きぼう もち なかよ たす ちかき いちいん い ちか
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、せきにん こうどう せきにん
わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは やさ おもいやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは しぜんをまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは ひとりひとりのじんけん たいせつ さべつ
わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは きぼう もくひょう おお みらい む
わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… だれ はな
誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… み こえ
声をかけよう！

そう だん
相談しよう！



とだしりつぎょういく そうだんしつ
戸田市立教育センター相談室 ☎ : 048-434-5670
しゆくじつ ねんまつねんし のぞ まいにち
(祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00)

さいたまけんりつそうごうぎょういく こ でんわきょういくそうだん
埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎ : 0120-86-3192
まいにち じかん
(毎日24時間)

さいたまけんけいさつしょうねん
埼玉県警察少年サポートセンター ☎ : 048-861-1152
にちよう しゆくじつ ねんまつねんし のぞ まいにち
(日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ~ 17:15)

とだしりつぎょういく きょういくしんりせんもんいん そうだんいん
戸田市立教育センター教育心理専門員(相談員)から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれませんが。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみても、いっしょに考えましょう。

(戸田市中学校いじめ撲滅宣言)



戸田市小学校

いじめのない楽しい学校宣言

平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童会



戸田第一小学校



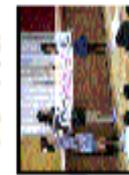
戸田第二小学校



戸田第三小学校



東谷小学校



安田小学校



戸田北小学校



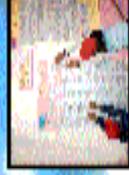
戸田南小学校



戸田西小学校



戸田東小学校



新堀小学校



東谷南小学校



戸田南小学校

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことが
できる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友
にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、
戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、とだつ子全員がなかよくいじめのない
生活を送るために、「とだつ子なかよしことば」を定め、いじめのない
楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだつ子なかよしことば」を使い、思いやりのある
優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだつ子なかよしことば」があふれるえがおいっばい
の学校にします。

わたしたちは 絶対にいじめをしません、許しません。

とだつ子なかよしことば

○仲良くっていい様子へ
・笑っていいね
・おめでとう、ありがとう
・すごいね、アホ!

○失敗して涙顔の子へ
・もう一度やってみようよ
・失敗はまたしてもいいよ
・がんばって!

○けんかをしていた子へ
・握手しよう
・大丈夫、みんなの力で解決しよう
・一生懸命がんばろう

○いじめられている子へ
・大丈夫、みんなの力で解決しよう
・一生懸命がんばろう

○いじめている子へ
・いじめはダメだよ
・みんなの力で解決しよう
・一生懸命がんばろう